

障害者の財産 信託で管理

「親亡き後」支援解説本

親の死後、残された知的障害者の財産管理をどう支援するか。市川市妙典の行政書士岡内誠治さん(54)が、元信託銀行員としての経験を踏まえた解説本を昨年末に出版した。認知症の高齢者支援で利用される信託は、知的障害者支援の分野では普及が遅れ気味。参考書も少ないため、自ら筆を執った。

(大和太郎)

岡内さんは、次男(18)に軽度の知的障害があり、「市川手をつなぐ親の会」に入っている。会の活動を通じて、親の死後の問題の深刻さを知った。

財産管理ができない知的障害者のため、後見制度がある。厚生労働省によると、裁判所が決める後見人への報酬額は月2万円が目安で、管理する財産の額によって1万〜4万円が上乗せされる。後見は一度申し立てるとやめられず、長期化した場合の負担は重い。横領などの懸念もあり、2020年には全国で186件の不正が報告された。一方、法務省によると、

07年の改正信託法で、信託業の免許がない法人や個人でも信託の利用が容易になった。信託契約をすることで、兄弟姉妹や親族、親の友人を信託の「受託者」にして子を見てもらうことができる。報酬額も任意に設定でき、利用しやすいとされる。

岡内さんは、後見制度は最後の選択肢とし、「まずは信託の検討を」と提案する。特化した参考書がなかったため、必要な情報を著書「知的障がい者支援信託 親亡き後は信託で」(ブイツーソリューション、税別2600円)にまとめた。

本では信託の仕組みを初心者にもわかりやすく説明している。信託では、財産の所有権を使用・収益権と、管理・処分権で分けられるため、柔軟に運用できる。例えば、知的障害者が賃貸マンションを所有している場合、大家の仕事は受託者に任せ、家賃は受け取ることが可能という。

岡内さんは「親子の縁で知的障害者に関わられたから、これは自分の天命。同じような父母が安心できる仕組みにしたい」と意気込む。本の出版で終わらせず、今年5月には、ビデオ会議システム「Zoom(ズーム)」を使い、全国から相談に応じる体制も整える考へた。問い合わせは岡内さんのメール(info@okan-chitrust.com)。

甘い実摘めたよ ＊東金



イチゴ狩りのシーズンが始まり、東金市の道の駅「みのりの郷 東金」は22日、多くの家族連れでにぎわった。写真。

8棟のビニールハウスでは、程よい酸味が特徴の県オリジナル品種「チーパベリ」や甘みが強い「紅ほ

コロナ最多 2296人 2人死亡

県内では22日、新たに2296人の新型コロナウイルス感染症と患者2人の死亡が確認された。1日当たりの新規感染者は2日連続で過去最多を更新した。

千葉市は80歳代男性の死亡を発表した。男性は別の疾患で医療機関に入院中、陽性が確認された。船橋市も80歳代男性の死亡を発表。男性は心疾患があった。

成田市立玉造中では、運動部の部員ら計15人が感染し、県はクラスター(感染集団)と認定した。佐倉市立佐倉小で児童ら17人、松戸市の障害福祉サービス事業所「グループホーム ふわふわ松戸」で入居者ら10人、いずれも認定こども園の「野菊野こども園」(松



信託の解説本を出版した岡内さん(市川市で)

市川の行政書士・岡内さん出版